㈭　配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とすることは差し支えないが、他の工事等を落札したこと及びその他やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務の現場に配置できなくなった場合は、入札前においては直ちに入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後から落札者の決定前において他の工事等を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を当該工事業務に配置できなくなった場合は、直ちにその旨を３⑴の担当部局に通知すること。万一落札者の決定までに当該通知を行わなかった者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸ウに掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

ア　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ　平成27年度以降に、道路工事に関する工事監督支援業務の実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む。）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち１⑸エに掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次のア及びイの要件を、補修業務のみを実施する者は次のウの要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

ア　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格を認定されていない者は開札日までに認定を受けること。

イ　平成27年度以降に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。

ウ　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕工事」の認定を受けていること。

３　入札手続等

⑴　担当部局　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課契約第二係

住所：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎８階

ＴＥＬ：06―6942―1141

ＦＡＸ：06―6943―7834

Mail：kkr-keiyaku-renraku@mlit.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和７年９月12日から令和７年12月４日まで。

交付場所及び方法　国土交通省近畿地方整備局ホームページにて交付する。なお、本入札公告及び入札説明書については、上記３⑴で書面により交付する。

⑶　第一次審査資料の受付

提出期間　令和７年９月12日から令和７年10月10日までの「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第31号）第１条１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時15分から午後６時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所　３⑴の担当部局

提出方法　持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

提出書類　「国道１号上鳥羽南電線共同溝ＰＦＩ事業　様式集及び記載要領（以下「様式集」という。）（添付３）に従い作成すること。

⑷　入札書及び第二次審査提出書類の提出

提出期間　令和７年12月４日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後６時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所　３⑴の担当部局

提出方法　持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

提出書類　「様式集」（添付３）に従い作成すること。なお、賃上げの実施に関する評価で加点を希望する場合は、下記アのとおり。

ア　賃上げの実施に関する評価

㋐　本評価項目で加点を希望する入札参加者は、「様式集」（添付３）の様式Ｆ－１又はＦ－２の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。表明書は加点を希望する案件ごとに作成する必要はなく、提出する際は表明書の写しで良い。なお、応募グループが加点を受けるには各構成員による表明が必要である。また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表１」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第２項又は第３項に該当する者のことをいう。ただし、同条第５項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

㋑　なお、経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

㋒　賃上げの実施に関する評価項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本評価項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、以下に定める期限までに提出すること。

ａ　事業年度単位での賃上げを表明した場合

(a)　確認方法：賃上げを表明した事業年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（添付11）の「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行う。なお、中小企業等にあっては「合計額」で比較を行う。

(b)　提出書類：賃上げを表明した事業年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」。

(c)　提出期限：賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内とする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれに定める期限とする。

・法人事業概況説明書を提出する場合であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の２の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合は、同条の規定により延長された法人税申告書等の提出期限

・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから１年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了月の月末から３か月以内